

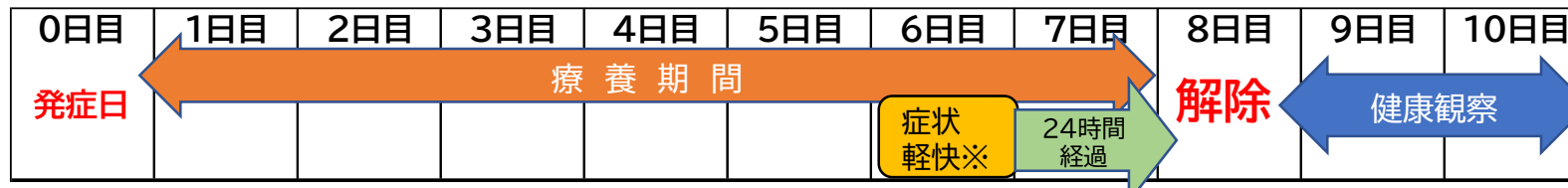
療養期間について

(令和4年9月7日から適用)

症状がある場合は10日間、症状がない場合は7日間が経過するまでは、**感染リスク**があります。
検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等重症化リスクのある方との接触や入所施設、入院・医療機関への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用するなど、**感染予防行動の徹底**をお願いします。

●症状がある方

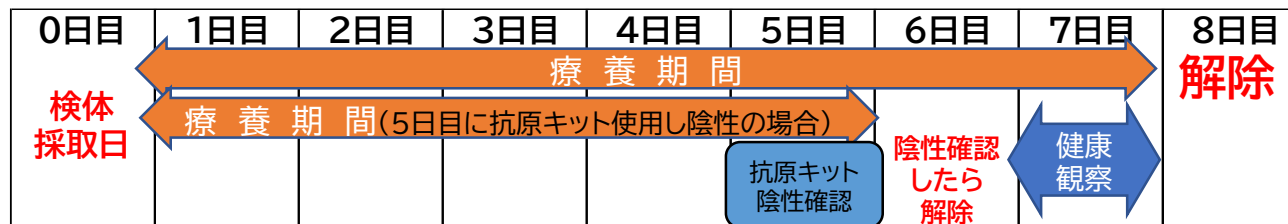
発症日から7日間経過し、かつ症状軽快※後24時間経過した場合は、8日目から解除 ※症状軽快とは:解熱剤を使用せず熱が下がる呼吸器症状が軽減すること



【発症から7日経過時点で入院している者、高齢者施設に入所している者】発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合に11日目から解除を可能

●症状がない方

検体を採取した日から7日間経過した場合は8日目に療養解除(従来どおり)
加えて、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合は、6日目に解除



抗原キット:抗原定性検査キットは「体外診断用医薬品」または「第1類医薬品」表記のものを使用すること

【療養期間中の外出について】

有症状の場合は症状軽快から24時間経過した後、又は無症状の場合には、移動に公共交通機関を使わないこと、必ずマスク着用するなど感染予防行動を徹底し、食料品の買い出しなど必要最小限の外出を行うことが可能です。